

横浜支局参観内容及び留意事項等

令和6年11月現在

1 参観内容

- (1) 業務説明
- (2) 参観に当たっての留意事項説明等
- (3) 収容場参観
- (4) 質疑応答

所要時間は1時間程度となります。なお、参観当日の収容場の状況によっては、時間及び参観場所の変更、場合によっては動画上映等による参観となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 留意事項

参観実施の前に、以下の留意事項を遵守することについて、誓約書の提出が必要となります。留意事項に違反した場合には、参観を中止の上、庁舎からの退去等を求めることがありますのでご注意ください。

留意事項

- (1) 職員の誘導及び指示に従うこと。
- (2) 参観前に写真付き身分証明書による本人確認を行うこと。
- (3) 参観前に手荷物を預け、金属探知機等による身体検査を受けること。
- (4) たばこ、ライターその他の施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある物品を持ち込んで서는ならないこと。
- (5) カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他これらに類する物品を携帯し、又は使用してはならないこと。
- (6) 東京出入国在留管理局横浜支局長の許可なく、被収容者等と会話し、又は物品を授受してはならないこと。
- (7) 大声、騒音、被収容者の心情を害する発言、特異な服装その他の被収容者の処遇の適切な実施又はその安全かつ平穏な共同生活に支障を生じるおそれのある言動等をしてはならないこと。
- (8) 参観に際しては、酒気を帯びてはならないこと。
- (9) 参観に際して、陳情・要求行為、示威行為等を行ってはならないこと。
- (10) 職員の指示及び留意事項に従わない場合は、参観を中止することがあること。

3 手荷物

参観前に金属探知機等による身体検査等を実施しますのでご理解・ご協力願います。荷物を持って収容場へ入ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

また、手荷物や身体検査等によって持込みが不適当と判断された所持品などは所定の場所にお預けいただくことになります。